

個人番号カードを
申請した人には…

受け渡しが始まります

個人番号カードの受け取り方法

個人番号カード交付申請書を使用して、郵送による申請、またはスマートフォン・パソコンによるウェブ申請を行うと、交付通知書（ハガキ）が住民票の住所地に届きます。
ハガキに記載されている期限までに、受け取りに必要なものを持って、ご本人が受け取りに来てください。

必要なもの

- ☐ 交付通知書（ハガキ）
- ☐ 通知カード
- ☐ 本人確認書類

①のうち1点、または②を2点

- ☐ 住民基本台帳カード（ある人のみ）

※本人が病気、身体の障がい、その他やむをえない理由で、受け取りに来ることが難しい場合に限り、代理の人にカードの受け取りを委任することができます。

交付窓口で「暗証番号」を設定

個人番号カードは複数の暗証番号で管理しています。簡単な数字の並びや生年月日、自宅の住所など推測されやすい番号を登録しないようにしましょう。暗証番号は受け取り前にあらかじめ考えておいてください。

①署名用電子証明書

本人確認書類



- ① 住民基本台帳カード（写真付きのもの）／運転免許証／運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）／旅券／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／在留カード／特別永住者証明書／一時庇護許可書／仮滞在許可書

- ② 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、町長が適当と認めるもの

【例】健康保険証／年金手帳／社員証／学生証／学校名が記載された各種書類／預金通帳／医療受給者証 など

電子証明書とは

電子証明書は2種類です。

①署名用電子証明書

インターネットなどで電子文書を作成・送信の際に利用します。

●電子申請（e-taxなど）

「作成・送信した電子文書はあなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」

社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービスの利用を促進するための制度

利用者負担の軽減制度をご活用ください

☎役場いきいき長寿課介護保険係 ☎ 286-3114

制度の対象になるサービス

- ◆介護福祉施設サービス ◆短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ◆通所介護・介護予防通所介護
- ◆認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ◆訪問介護・介護予防訪問介護 など

社会福祉法人が低所得で生計が困難な人の利用者負担を軽減し、介護保険サービスの利用を促進することがこの制度の目的です。次の要件にすべて該当した場合、町に申請すると利用者負担が軽減されます。対象者は「社会福祉法人等利用者負担軽減対象者確認証」の交付を受けることができます。

●軽減内容

利用者負担（介護保険1割負担、食費、居住費）のうち4分の1が軽減されます。

※高齢福祉年金受給者は2分の1の軽減です。

●対象者

- ☐ 世帯全員の住民税が非課税
- ☐ 年間の収入が単身世帯で150万円、世帯の人数が一人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ☐ 預貯金などが単身世帯で350万円、世帯の人数が一人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ☐ 日常生活で使用する資産以外に、活用できる資産を所有していない
- ☐ 負担する能力がある親族に扶養されていない
- ☐ 介護保険料を滞納していない